

白子町森林整備計画

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 平成25年 4月 1日} \\ \text{至 平成35年 3月31日} \end{array} \right)$

(平成25年度3月26日樹立)

千 葉 県

白 子 町

目次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	1
1	森林整備の現状と課題.....	1
2	森林整備の基本方針.....	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針.....	2
II	森林の整備に関する事項.....	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）.....	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢.....	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	3
3	その他必要な事項.....	3
第2	造林に関する事項.....	3
1	人工造林に関する事項.....	3
2	天然更新に関する事項.....	5
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在.....	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準.....	8
5	その他必要な事項.....	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準.....	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	9
2	保育の作業種別の標準的な方法.....	9
3	その他必要な事項.....	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法.....	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法.....	11
3	その他必要な事項.....	11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針.....	12
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策.....	12
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項.....	12
4	その他必要な事項.....	12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項.....	12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針.....	12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	12
4	その他必要な事項.....	12
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	13
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関	

する事項.....	13
2 路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項...	13
3 作業路網の整備に関する事項.....	13
4 その他必要な事項.....	14
第8 その他必要な事項.....	14
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	14
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項...	14
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等.....	15
2 鳥獣による森林被害対策の方法.....	16
3 林野火災の予防の方法.....	16
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	16
5 その他必要な事項.....	16
IV 森林の保健機能の増進に関する事項.....	17
1 保健機能森林の区域.....	17
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	17
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備.....	17
4 その他必要な事項.....	17
V その他森林の整備のために必要な事項.....	17
1 森林経営計画の作成に関する事項.....	17
2 生活環境の整備に関する事項.....	17
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	18
4 森林の総合利用の推進に関する事項.....	18
5 住民参加による森林の整備に関する事項.....	18
6 その他必要な事項.....	18

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、千葉県の東部、九十九里平野の東南に位置する田園地帯です。

本町の総面積は2,746haであり、その7%にあたる173haが森林となっています。人工林は100ha（人工林率58%）であり、海岸部の松林が主体でその多くが県有海岸保安林に指定されています。その他の森林は各地に分散しており、施業の共同化が行いにくい状況にあります。しかし、森林の持つ快適環境形成機能、保健・文化機能等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本町においても人工林の間伐の推進及び住宅地周辺の森林の整備を積極的に実施することとします。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する各機能の発揮のため目指すべき森林資源の姿は次のとおりです。

- ・ 快適環境形成機能：樹高や枝葉が十分発達し、風、砂、騒音等に対する遮蔽能力が高い森林。
- ・ 保健・文化機能：人の立ち入りに適した林内空間や歩道、見通しの確保、又は価値ある樹木や植生、景観の維持がなされている森林であって、必要に応じて林内活動のための施設が整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 森林整備の基本的な考え方

森林の有する各機能の発揮のための整備の考え方は次のとおりです。

- ・ 快適環境形成機能：樹高や枝葉が発達した森林を維持するため、森林の状況に応じて適切な施業を行う。特に、病虫害被害の発生している森林については、被害木の伐倒、除去やその後の更新を図る施業の他、病虫害の予防、防除についても積極的に行うこととする。
- ・ 保健・文化機能：保健休養を目的とした林内活動や、価値ある植生、景観の維持を考慮しつつ、森林の状況に応じて適切な施業を行う。特にハイキングやその他レクリエーション利用が見込まれる森林については、遊歩道周辺の見通しの確保や荒廃森林の整備等を図ることとする。

② 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

施業の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者、森林組合、林業木材関係事業者の意向、住民の意見の把握を進めつつ、必要とされる施業と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとします。

なお、地形、地質、その他の条件等を考慮したうえで木材の伐採搬出が可能な森林については、森林経営の受委託等による施業の集約化や路網整備を進め、木材生産活動の推進のための各種事業も活用する中で森林施業を推進します。

また木材の伐採搬出が困難な場合は、森林の公益的機能維持増進のための各種事業

を活用しつつ、緊急性の高い個所を優先して切り捨て間伐等の施業を進めることとします。

③ その他必要な事項

放置され拡大している竹林、非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンプスギ林、松くい虫の被害を受けたマツ林、その他病害虫害や気象害を受けている森林については、各種事業等を活用しつつ伐採、改植、防除等を推進し森林機能が適切に発揮されるよう整備します。

更に森林と集落、農地の境界付近の草、笹等の藪地となっている土地であって、景観、不法投棄、防犯、有害鳥獣害等の対策上適切な管理を要する場合は、関係者との協議を進め、必要に応じて樹木の植栽、保育を行うなど、周辺森林と合わせ森林として一体的に整備、管理することを検討します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼して実施するものが中心であり、現在も積極的な森林所有者は継続して実施しています。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の施業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による施業は今後も限定的にならざるを得ないと考えられます。

そこで、今後はこうした森林所有者による施業に加え、森林組合等が複数の森林所有者から森林経営の委託を受け森林を団地化して実施する集約化施業と、それに伴い取り込まれる路網の整備や境界の管理を推進することで、森林施業の合理化を図ることとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は下表のとおりとします。

なお標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	45年 注1)2)	50年 注2)	40年 注1)	50年 注2)	15年	20年

注1)スギ非赤枯性溝腐病被害木、松くい虫被害木については、標準伐期齢を定めません。

注2)スギカミキリの被害木（スギ、ヒノキ、その他針葉樹）については、標準伐期齢を定めません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す「皆伐」又は「択伐」によるものとします。

- ・「皆伐」

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

- ・「択伐」

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、「皆伐」「択伐」ともに次の点に留意するものとします。

- ・ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ・ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮し、また優良なぼう芽を発生させるため伐採時期を11月から3月の間とする。
- ・ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持に留意し、また溪流周辺や尾根筋等へは保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択します。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	4,000	
	疎仕立て	3,000	

注) 択伐により複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽します。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定します。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿い筋状地拵えを行い林地の保全に努めます。 その他、立地条件、労働力、経費等の条件を勘案して行います。
植栽の時期	過去の実績から、樹種全般において春植えが望ましいです。特に、針葉樹は、春植えの場合は3月中旬～4月中旬に行うことを原則とし、秋植えの場合には9月中旬から10月下旬に行うこととします。
植付けの方法 その他必要な事項	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付けます。 森林の土砂採取や整地等により、表土がなくなった土地については、植栽木が生育できるよう土壌改良や施肥等を行い植付けることとします。 その他、土壌の性質、気象、苗木の特性及び労働力等の条件を勘案して行います。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林など人工造林によるもので、「皆伐による伐採跡地」については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとします。

また、「択伐による伐採跡地」については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に更新することとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イヌザクラ、オオシマザクラ、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、マツ類、スダジイ、マテバシイ、シラカシ、ウラジログシ、アラカシ、アカガシ、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、スギ、ヒノキ、モミ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イヌザクラ、オオシマザクラ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、カエデ類、スダジイ、マテバシイ、シラカシ、ウラジログシ、アラカシ、アカガシ、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数（本/ha）
(1) に定める樹種	10,000
ぼう芽更新樹種	5,000

注) 天然更新を行う際には、この本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、樹高は、競合するササ・草木の丈の2倍以上のものに限る。)を更新するものとします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
芽 か き	切り株からぼう芽が多数発生している場合は、効率よくぼう芽枝を成長させるために必要に応じて芽かきを行います。芽かきの時期は、ぼう芽の発生から数年後のぼう芽枝が安定する時期とし、必要に応じて優良な芽を一株あたり1~10本残し、それ以外のものを除去することとします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は以下のとおりとします。

- ・ 本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹（伐採前に発生したものを含む）、伐採時に残置した若齢木等とします。
- ・ 更新調査は、原則として現地にて標準地（プロット）調査により、実施することとします。
- ・ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減します。
天然更新対象地面積 2ha未満；2箇所、 4ha未満；3箇所、
4ha以上；4箇所を目安に現地の状況に応じて増減。
- ・ 標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮の上、現地実態から平均的と見られる箇所を選択します。
- ・ 標準地1箇所の形状は、2m×2mを5個、5m×5mを1個、正方形または長方形の面積100m²を1個など現地の状況に応じて適宜設定します。
- ・ 明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定とすることができるが、この場合写真を5年間保管します。
- ・ 当方法により判定しがたい場合は、平成24年3月林野庁計画課作成の天然更新完了基準作成の手引き（解説編）を参考とすることができます。
- ・ 更新調査野帳の様式については、次の様式を標準とします。
- ・ 天然更新が完了していないと判断される場合には、天然更新補助作業（地表掻き起こし、刈出し、受光伐等）又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

別紙

天 然 更 新 調 査 野 帳

調査年月日 年 月 日

調査者

調査地		市町村 大字 番地		
伐採年月 年 月		調査対象面積 ha	地形勾配 斜面方向	
調査面積 ha		プロット m × m 箇所		
No	樹 高	胸高直径	本数/ha	ha 当り本数
プロット 1	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット 2	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット 3	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
位置図及び写真	位置図及び各プロットの近景及び遠景写真			

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

ただし伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して3年度を超える場合は、伐採開始年度から3年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、天然更新による成林が期待できない森林の判断基準を目安として、以下の森林とします。

- ① ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
- ② 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
- ③ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
- ④ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。
- ⑤ 森林の土砂採取や整地等により、表土がなくなった土地。

なお、当該森林については、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとします。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)に定める「天然更新の対象樹種」によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、2の(2)のアに定める「期待成立本数」であることとします。

天然更新を行う際には、「期待成立本数」に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高は、競合するササ・草木の丈の2倍以上のものに限る。）を更新するものとします。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	生産目標 柱材等	3,000	11~15	16~20	25~30	31~35			伐期 45年
	生産目標 大径材	3,000	11~15	16~20	25~30	41~45	55~60	71~75	伐期 90年
ヒノキ	生産目標 柱材等	4,000	11~15	16~20	25~30	35~40			伐期 50年
	生産目標 大径材	4,000	11~15	16~20	25~30	41~45	55~60	71~75	伐期 90年
標準的な方法									
<p>間伐率は本数率概ね30%以内、及び材積率概ね20%以内を標準とします。</p> <p>選木は形質不良木等のみならず、残存木の良好な成長確保に配慮して行います。</p> <p>平均的な間伐の実施間隔の年数は、標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年とします。</p> <p>上記の間伐林齢のほか、次の兆候を参考として、実施時期を決定します。</p> <p>兆候：樹冠がうっ閉して植栽木の生育に優劣が見られ始める</p> <p> 林木の下枝が枯れ上がり始める</p> <p> 林床の草木が少なくなる</p>									

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											備考	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	・	9年	・	12年		
下刈り	スギ	2回	2回	1回	1回	1回	1回							植栽による更新の場合
つる切	ヒノキ							1回		1回				
除伐	マツ							1回				1回		
下刈り	クヌギ	1回	1回	1回	1回	1回								ぼう芽更新の場合
除伐	コナラ							1回				1回		
芽かき	マハシ			1回				1回						

標準的な方法	
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。施業時期は6～7月ごろを目安とする。
つる切	下刈り終了後つるの繁茂状況に応じて行う。施業時期は6～7月ごろを目安とする。
除伐	造林木成長を阻害する樹木、形質不良木を除去する。施業時期は8～10月ごろを目安とする。
芽かき	クヌギ・コナラでは、3～4年目経過して、萌芽枝が安定し、優劣がつきはじめたころに3～5本/株程度に芽かきし、その後成長をみながら、1～3本/株を標準に芽かきする。 マテバシイについては、3年経過後に残す萌芽の数を6～10本/株に整理し、樹冠がうっ閉する7年目では3～4本/株を標準に芽かきする。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1のとおり定めます。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

別表1のとおり

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

別表1のとおり

④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

ア②の森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進するものとします。

ア③の森林においては憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業等を推進することとします。

なお、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

それぞれの森林の区域については、「別表 2」により定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (h a)
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1い(一部), ろ, は(一部), に(一部), 6い, ろ(一部), は, に, ほ(一部) 詳細は白子町森林整備計画概要図及び森林計画図による	84
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1い(一部), ろ, は(一部), に(一部), 6い, ろ(一部), は, に, ほ(一部) 詳細は白子町森林整備計画概要図及び森林計画図による	84

【別表 2】

区 分	施業の方法		森林の区域	面積(ha)
快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業	1い(一部), ろ, は(一部), に(一部), 6い, ろ(一部), は, に, ほ(一部) 詳細は白子町森林整備計画概要図及び森林計画図による	84

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

地域における森林資源の現状、森林所有者の状況、森林施業の実施状況及び森林組合等林業事業体の活動状況等を勘案したうえで、森林所有者から森林組合等林業事業体への「森林経営の委託」を推進し、森林の施業の集約化、経営規模の拡大を図るものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林施業の集約化に取り組む者への森林経営の受託等による規模拡大を促進するため、次の取り組みを推進するものとします。

- ・ 森林所有者（不在村を含む）等への森林経営の委託の働きかけ
- ・ 森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成
- ・ 施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん
- ・ 森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等の検討

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が森林の経営の委託等を実施する上で、委託の方法及び立木の育成権の委任の程度について留意するよう必要に応じて情報提供を行います。

4 その他必要な事項

森林組合等林業事業体が地域の広範囲の森林所有者から経営の委託を受ける上で必要となる森林情報の収集整理を進めます。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の施業意欲等を勘案した上で、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた森林所有者の合意形成に努め、必要に応じて法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定の締結を促します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化促進に当たっては、細部路網の整備や境界の明確化、森林組合や林業事業体への間伐等業務の委託など、共同化により得られる成果を明らかにし、関係者の理解を得ることに努めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う施業の実施を確実にを行うため、関係者間の情報の共有と意思の疎通に努めるものとします。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

施業により伐採された木材については、地形、地質、その他の条件等を考慮したうえで可能な範囲で搬出し利活用を図ることとします。

必要に応じて細部路網として森林作業道（2トン積み程度のトラックあるいはクローラタイプの林業機械が通行するための簡易な道路で、将来的に繰り返し利用が可能な耐久性を有するもの）、もしくは作業路（林業機械が一時利用するためのもの）を、施業の実施者が積極的に整備するよう促すこととします。

傾斜が比較的緩く、高密度の路網整備が容易な森林を中心に、車両系の林業機械の導入を図りながら木材搬出を推進するものとしますが、条件に応じてある程度傾斜の急な森林においても、必要な路網整備と架線系の林業機械の導入による搬出を検討します。

なお、路網については、木材搬出予定箇所において、以下の路網密度の水準を参考に、経済性を加味して適用を判断するよう助言します。

<参考：路網密度の水準>

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しません。

2 路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

該当なし

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野長官通知）を基本として県が定める「森林作業道作設指針」に則り開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

県が定める「森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

長生地域を事業区域とする千葉県森林組合の労務班の通年雇用を確保するため、地域内の市町村と共同で林業の担い手の育成・確保を検討することとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業生産活動の省力化、合理化を図ることを目的とし、当面は細部路網の敷設及び小型林業機械類の拡充整備を推進し、将来の高性能林業機械の導入の可能性について採算性を加味し検討することとします。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

現在、伐倒・造林・集材等の作業全般はチェーンソーや人力による搬出を行っており、当面は現状の小型機械類の拡充整備を推進しながら、将来の高性能林業機械の導入可能性について検討していくこととします。

作業の種類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	町内全域	主伐における伐木・造材は、チェーンソー、集材は林内作業者程度で行なっているのが現状で、間伐は、チェーンソーによる伐倒人肩搬出が一般的です。	当面、現状の小型機械類の拡充整備を推進し、将来の高性能林業機械の導入可能性について採算性を加味し検討します。
造 林 保 育等	地拵、下刈	地拵はチェーンソー、植栽は人力で、下刈は刈払機、除伐は人力で行っています。	造林及び枝打を除く保育については、現状の簡易な機械の拡充整備を進めます。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 該当なし

・ III 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めます。

また、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等防除法に基づく地区実施計画対象森林

森林の所在地	面積 (ha)
1-い、1-は、1-に、6-ろの一部	4

※ 上記の森林の所在地の記載については、付属資料の「白子町森林病虫害防除地区実施計画図」に図示することをもって代える。

ア 松くい虫被害の防止

松くい虫被害防止のため、森林病虫害等防除法に基づき町が策定する「地区実施計画」により、保安林等、公益的機能の高い松林を中心に、薬剤防除及び被害木の伐倒駆除を推進するものとします。

また、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進等総合的な対策を講ずることを推進します。

イ スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

非赤枯性溝腐病の被害林については、被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地の造林、造林後の下刈まで一貫した施業を実施し、低下した森林機能の回復を図るものとします。

ウ スギカミキリによる穿孔被害対策

スギカミキリはスギやヒノキの材を穿孔し、材価を著しく低下させる害虫ですが、近年被害が拡大しています。

このため、スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施するものとします。

エ ナラ枯れ対策

現在は、町内に被害が発見されていませんが、関東近県でも被害発生の恐れが高まっています。このため、以下の点に留意し、被害発生を未然に防止に努めることとし、被害が発生した際は、関係行政機関へ連絡して被害木の早期駆除に努めるものとします。

- ・地域に点在するナラ林、尾根筋や社寺林などに存在するスタジイ林、森林の境界木として植栽されているシラカシなどに注意し、被害が見られる場合は、関係行政機関と連絡を取り早期に対応することとします。
- ・被害を受けやすい大径木がある、社寺・公園等の近隣では、特に注意します。
- ・ナラ枯れ発生地域から購入した「しいたけ原木」に、ナラ枯れ原因の「カシノナガキクイムシ」の侵入孔があったら、関係行政機関の指示に従い、適切に処置するものとします。

(2) その他

森林病虫害等の早期発見による被害の未然防止や薬剤等による早期駆除などへの組織的な対応を図るため、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による体制づくりを進めます。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

野生鳥獣による食害、剥皮等の被害を防止するため、被害の早期発見に努め、植栽・間伐の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻き等による被害防止対策を進めます。また、鳥獣保護管理施策と調和を図りながら関係行政機関と連携し行います。

なお、海岸林のマツ苗木のウサギによる食害を防ぐため、下刈り等管理作業を行う際、竹編柵の出入口を開放しないよう注意を促すよう助言します。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の危険性の高い地域を中心に、林野火災の予防を推進します。

また、山火事予防運動期間における、山林内でのたき火やタバコの注意等、地域住民への山火事予防の普及啓発を進めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等を目的とする火入れの実施については、「白子町火入れに関する条例」に規定する防火措置、火入れ方法等の徹底を図ることで、森林における火災事故の予防を進めます。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の蔓延防止のため、伐倒駆除する必要が生じた林分については、伐採とその後の更新を促進します。

(2) その他

森林被害の未然防止を図ることを目的に、保安林地域及びその他の森林で森林レクリエーションのための利用者が特に多く山火事の被害が多発する恐れのある地域等を対象として、森林所有者自身による所有森林の巡回を推進します。

また、美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市町村、県民、里山活動団体、土地所有者等の適正な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備・活用を推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

(1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(3) IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

住民への説明会や小学校による苗木の植栽等を通じて、森林の公益的機能に対する住民の意識啓発を推進するものとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 その他必要な事項

保安林その他法令により「施業について制限を受けている森林」においては、当該制限に従った森林施業を行うこととします。

【付属資料】

市町村森林整備計画概要図

別添のとおり

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

		総 計			0～14 歳			15～29 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	平成 12 年	13,891 (100.0)	6,873	7,018	2,070	1,086	984	2,395	1,224	1,171
	平成 17 年	12,850 (92.5)	6,272	6,578	1,526	704	822	1,798	961	837
	平成 22 年	12,027 (93.6)	5,896	6,131	1,203	630	573	1,546	745	801
構成比 (%)	平成 12 年	100.0	49	51	100.0	52	48	100.0	51	49
	平成 17 年	100.0	49	51	100.0	46	54	100.0	53	47
	平成 22 年	100.0	49	51	100.0	52	48	100.0	48	52

30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
2,546	1,306	1,240	4,151	2,081	2,070	2,729	1,176	1,013
2,119	1,094	1,025	4,030	2,042	1,988	3,377	1,471	1,906
1,935	1,015	920	3,719	1,917	1,802	3,624	1,589	2,035
100.0	51	49	100.0	50	50	100.0	52	48
100.0	52	48	100.0	51	49	100.0	44	56
100.0	52	48	100.0	52	48	100.0	44	56

(注) 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	平成12年	6,478	928	2	39	969	2,036	0	3,473
	平成17年	6,372	834	1	36	871	1,860	0	3,590
	平成22年	5,777	640	5	19	664	1,554	0	3,159
構成比 (%)	平成12年	100.0	14	0.1	0.9	15	31		54
	平成17年	100.0	13.1	0.1	0.7	14	29		57
	平成22年	100.0	11	0.1	0.3	11.4	27		55

(注) 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次。

(2) 土地利用

(農林業センサス参照)

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地					計	森林	原野	
						果樹園	茶園	桑園	その他					
実数 (ha)	平成12年	2,746	1,062	789	271	1			1		222	222		
	平成17年	2,746	1,025	787	236	3			3		193	193		
	平成22年	2,746	1,055	827	227	1			1		173	173		
構成比 (%)		100.0	38.7								8.1			
		100.0	37.3								7.0			
		100.0	38.4								6.3			

(注) 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次。

(3) 森林転用面積

(農林業センサス参照)

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成7年	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
平成12年	-	-	-	-	-	-	-
平成17年	-	-	-	-	-	-	-

(注) 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数		173ha	100%	151ha	100ha	51ha	58%
国有林		0	0	0	0	0	0
公有林	計	84	49	74	71	2	85
	都道府県有林	84	49	74	71	2	85
	市町村有林	0	0	0	0	0	0
	財産区有林	0	0	0	0	0	0
私有林		89	51	77	28	49	32

(注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、私有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計。
2. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在町者・不在町者別私有林面積 (農林業センサス参照)

	年次	私有林合計	在町者 面積	不在町者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	1985年	267	235	32	8	24
	1990年	154	94	60	13	47
	2000年	79	79	50	50	0
構成比 %	1985年	100	88	(100)	(25)	(75)
	1990年	100	61	(100)	(22)	(78)
	2000年	100	62	(100)	(100)	(0)

(注) 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次。

③ 私有林の齢級別面積

(平成24年9月6日現在)

区分	齢級別 総数	齢級別面積					
		1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11齢級 以上
私有林計	151ha	0ha	1ha	5ha	45ha	4ha	96ha
人工林	100	0	0	2	6	0	92
天然林	51	0	1	3	39	4	4
(備考)							

④ 保有山林面積規模別林家数

(農林業センサス参照)

面積規模	林家数				
～ 1ha	-	10～20ha	-	50～100ha	-
1～ 5ha	13	20～30ha	-	100～500ha	-
5～10ha	1	30～50ha	-	500ha 以上	-
総 数					14

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)
基幹路網	—	—
うち林業専用道	—	—

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	—	—	—

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	齢 級	森林の所在
—	—	—

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

統計資料なし

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(平成 22 年現在)

	事業所数	従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	30	805	301,798
うち木材・木製品製造業 (B)	1	12	X
B/A	3.3%	1.5%	-%

(注) 1. 最近年(2010年)の工業統計調査結果による。

(7) 林業関係の就業状況

区 分	組合・ 事業者数	従業者数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	—	—		(名称：)
生産森林組合	—	—		(名称：)
素材生産業	—	—		
木材・木製品製造業	3	17		
製材業・木製品製造業	1	1		
造作材・合板等材料製造業	1	11		
その他の木製品製造業	1	5		
合 計	6	34		

(注) 平成 21 年 (2009 年) 経済センサス-基礎調査結果<確報>

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
チェーンソー (台)	3			3			
計	3			3			

(9) 林産物の生産概況

種 類	素 材	チップ	苗 木	ナメコ	生しいたけ	
生 産 量	kg	m3	千本	kg	24,00 kg	
生産額(百万円)					2.2	

(注) 1. 最近 1 年間の生産について記入する。

2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

3. きのこと類については、県特用林産生産統計調査が利用できる。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/toukeidata/shinrin.html>

(10) その他必要なもの

該当なし